

議案第16号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

児童福祉法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。